

TOPICS

2021 年度介護報酬改定

地域活動

田口 美智子（福祉協議会）

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み（介護保険）は、2000年に施行となり現在に至ります。介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者または、要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいいます。サービス毎に設定され、基本的なサービス提供に係る費用に加え、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算されるしくみとなっています。

令和3年度の介護報酬改定は、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据え、改定されました。

介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの強化

2005年10月に栄養マネジメント加算が新設され2018年度には、介護老人福祉施設（特養）86.8%、介護老人保健施設（老健）93.5%の算定状況です。介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの強化を目的に、施設系サービスは、栄養マネジメント加算を廃止し、人員基準に現行の栄養士又は管理栄養士の配置を位置付け、基本サービスとし、状態に応じた栄養管理の計画的な実施が求められる事になりました。入所者全員への丁寧な栄養ケアの実施や体制強化等を評価するため「栄養マネジメント強化加算」が新設されるとともに、栄養ケア・マネジメントの未実施について3年の経過措置期間を設けられその後、減算される事になりました。

通所系サービスや認知症グループホームでも栄養改善の取組が求められる

2018年に新設された栄養スクリーニング加算が介護職員等による口腔スクリーニングの実施を新たに評価し、「口腔・栄養スクリーニング加算」と改定されました。管理栄養士と介護職員等の連携による栄養アセスメントの取組を新たに評価し、栄養改善の取組に結びつくしくみとなりました。認知症グループホームでは、管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うことを目的として、「栄養管理体制加算」が新設されました。

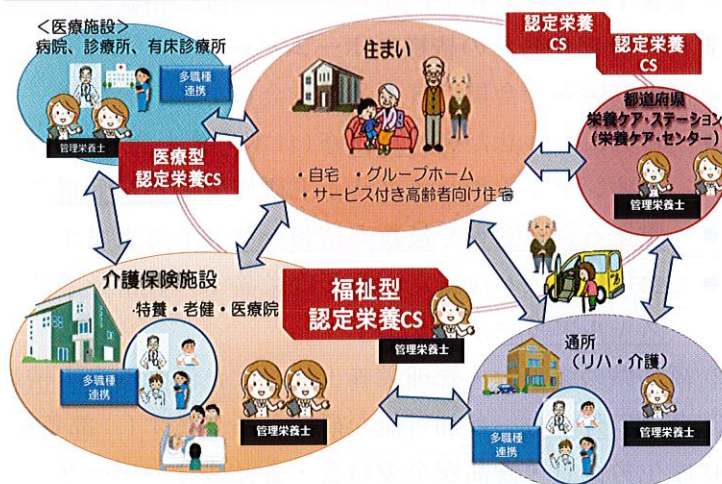
栄養ケア・ステーションの活動の幅が広がる

管理栄養士による居宅療養管理指導について、診療報酬の例も参考に、当該事業所以外の医療機関、介護保険施設、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」の管理栄養士が実施する場合の区分を新たに設定することとなり、「外部の管理栄養士」による居宅療養管理指導の評価を示す内容です。

令和3年度の介護報酬改定では、施設で「管理栄養士の配置基準」を明確にするとともに、通所・居宅において「外部との連携により管理栄養士を配置」となりました。高齢化が進み介護の担い手が減る2040年に向けて管理栄養士は施設のみならず、地域において「食・栄養」の担い手として関わりが求められるようになりそうです。

参考資料：厚生労働省ホームページ：令和3年度介護報酬改定の主な事項より
厚生労働省社会保障審議会（介護給付費分科会）第185回（R2.9.14）資料より

地域共生社会における食・栄養の担い手になる



「令和3年度公益社団法人福島県栄養士会生涯教育研修会令和3年度介護報酬改定の「ツボ」」公益社団法人 日本栄養士会福祉職域担当理事 加藤すみ子 より